

点検整備業務仕様書

1. 概要

咲くやこの花館の電気機械設備を最良な状態に維持するため、点検整備業務を行う。

2. 点検対象設備

点検対象設備の概要は「資料VI-2-2 点検整備設備概要一覧」による。

3. 点検整備内容

点検回数及び点検内容については原則「資料VI-2-1 点検整備基準表」によること。

4. 業務共通事項

- (1) 本点検整備においては、関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務は、当該設備を熟知し、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の、総合的な技能を有した者がこの業務にあたること。なお、法に定められた業務については、その資格を有する者がこの業務にあたること。
- (3) 本業務の遂行にあたっては、園路、館内における利用者と接する箇所においては、安全面に特に配慮すること。なお、作業員においても定められた安全防具等を着用させること。
- (4) 点検で不具合箇所が発見された場合、速やかに修理を行うこと。また、通常運転時、故障並びに災害等が発生した場合は、速やかに対応を行うこと。
- (5) 対象業務以外の設備の保安点検、整備業務等についても、安全管理等、施設の運転監視及び保安上必要な事項については、これを行うこと。